

松川町定例農業委員会議事録 第7回(10月)

1 開催日時 平成30年10月26日(金) 16:30～18:00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委 員	2番 松脇 崇	3番 桃澤 茂春	4番 久保田 志げ子
	5番 岡田 幹生	6番 臼田 美穂子	7番 北林 秀昭
	8番 北沢 ひろみ	9番 矢沢 千明	10番 山田 正明
	11番 片桐 利美	12番 松下 守	13番 松下 敏章
	14番 塩沢 澄夫	15番 大場 健彦	

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地転用届について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条に規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

〈非農地証明〉

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島 公香 主事 塚本 潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一佐藤会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 4番 久保田 委員 5番 岡田 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地転用届について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 1,497㎡の内 81㎡ 畑 柿干し場

○片桐委員説明

住宅に隣接した農地へ設置するとのこと。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員賛成】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 276㎡の内9.9㎡ 畑 農業資材置場

○山田委員説明

現在、申請地に耕作物はなく、自宅や駐車場に隣接した農地であります。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 1,247㎡ 畑 2種 太陽光発電施設

○大木島委員説明

以前、皆さんと現地確認へ行った農地になります。地域の方への説明等を行い、既存の立木を残して周りへの配慮もするようです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【過半数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 2筆 228.61㎡ 畑 2種 斎場駐車場 賃借権

○矢沢委員説明

申請地は4月に農振除外の申請をし、許可がおりたため今回の申請となりました。周辺農地の同意等も得ており、特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員賛成】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 234㎡ 畑 2種 展示場・資材置場 賃借権

○矢沢委員説明

昨年の4月に農振除外の申請をしましたが、既に資材置場として使用していたため許可がおりず、許可を得るために再び農地へ戻し、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局説明

3 番 元大島 1 筆 433 m² 畑 3 種 住宅 使用貸借権

○大場委員説明

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

(利用権設定 1 件)

(所有権移転 2 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員賛成】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 4 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・農作業標準労賃について

事務局：今年の 10 月から長野県の最低賃金が 821 円に引上げになり、農作業労賃の見直しが必要になったため、協議のうえ決定していただきたいと思います。

会長：答えを出すべきですがいかがでしょうか。

矢沢委員：今後上がることを考えて先に少し高めに設定していくのはどうでしょうか。

会長：上がった時に見直していくか、先に上げておくかになると思います。

事務局：一般作業と収穫等の作業によって金額に差がありますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

山田委員他：850 円で良いのではないのでしょうか。また、他市町村はどのくらいでしょうか。

事務局：最低賃金が上がることを想定して上げてあるところもあれば、上がった額に合わせて毎年更新しているところもあります。

会長：他市町村の状況を聞いていかがでしょうか。毎年更新するということによろしいでしょうか。

【質問・意見なし】

会長：それでは、今年は 821 円として毎年見直ししていくということとします。

・平成 30 年度優秀農業者表彰について

事務局：先月の定例会でお話ししました優秀農業者表彰についてですが、これも今日決定したいので、どなたか候補者を出していただきたいです。

松下（敏）委員：現在、シードル等で幅広く活動している北沢公彦さんはどうでしょうか。

会長：北沢さんという意見が出ておりますが、他に推薦したい候補者はいますでしょうか。

会長：無いようですので北沢公彦さんに決定したいと思います。

・9 月定例会、北部ブロック農業委員会総会の精算について

③営農支援センターから

・松川町認定農業者連絡会との意見交換会について

塩澤主任：お世話になります。認定農業者連絡会の事務局やっております塩澤と申します。今年も、認定農業者連絡会と農業委員会で意見交換会をさせていただきたいと思っております。認定農業者連絡会の役員とも話しまして、1 月の定例会の日に合わせてできたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

・新規就農者の面談について（報告）

矢沢係長：農業次世代人材投資事業（経営開始型）というもので、新規就農者の方が年間 150 万円を上限に 3 年間交付を受けられるという国の事業を受けている方がおります。交付金を受けている方をサポートするチームを作るよう制度が変わり、農業改良普及センター、農協、農業委員会等、地域全体で経営や営農状況等を応援していくこととして、今年は試行期間として活動してきました。まだ試行の段階ですが、中間評価ということで地区担当農業委員にも出席していただき面談を行いました。また、新たな就農者がきたときは、地区担当委員に協力をいただくことになるかと思っておりますのでその時はよろしくお願いいたします。

・かぶちゃんファームについて

佐藤調査員：10 月 11 日にかぶちゃんファームとかぶちゃん信州乳業の 2 社の破産手続

き開始決定の報道がありました。現在、ケフィア事業振興会以下 24 社が破産手続き開始決定を受けている状況です。

かぶちゃんファームの農地借入等の状況ですが、南信州管内での借入れ・所有権移転は 48ha ほどで、うち 15ha が松川町の園地になります。

松川町の事業別面積は、中間管理事業（5ha）、相対（9.5ha）、所有権移転（0.4ha）です。続いて詳細ですが、中間管理事業（地主 16 名、73 筆、5.1ha）、相対（地主 42 名、96 筆、9.5ha）、所有権移転（地主 1 名、1 筆、4ha）です。

かぶちゃんファーム破産手続き開始決定について、現在貸し借りをしている柿の苗木についてですが、成木苗があるのが全体の面積の 1 割ほどで、柿の収穫や実の権利関係はどうなるのかわからない状況です。

ケフィア事業振興会はオーナー制度で様々な事業を展開してきましたが、かぶちゃんファームで購入した苗木もあり、どの木に誰の権利があるのかははっきりできない。実についてはかぶちゃんに権利があるため、管財人は実を売って資金にしたいと考えているが、収穫できる人材がいいため、柿を扱っている民間の会社へ柿の収穫をして引き取ってもらうよう協力をお願いをしているようです。また、JA を通じて柿の農家や法人を紹介して柿の実を取ってもらい、40・50 円/kg で柿を買ってくれる方に請求書を送り、振り込んでいただくということで、件数は多いが、1 筆に何本程度なので実の取れる柿は 5% で量的にはそんなに多くないですが、鳥のエサ等にならないように有効に使える方法を探している状況です。

また、貸借契約の解約についてですが、これもいつになるのか目途が立ってなく、破産法でかぶちゃんファームで解約通知を送れば一方的に解約できる方法があり、1 件 1 件解約することはないと思います。

矢沢係長：佐藤さんから説明させていただきましたが、現場確認をしたりしまして、結論からすると破産管財人の指示がなければ会社は動けないし、こちらも対応できない状況です。ご自分の担当地区でもそういった園地があるかと思いますので、見ていただいて、ご協力いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

4 番 久保田 志代子 

5 番 岡田 幹生 